

総行助第42号
令和3年3月31日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部政党助成室長
(公 印 省 略)

「政党助成法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」の
一部改正について

「政党助成法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」（平成
12年4月1日付け自治助第3号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しますの
で、通知します。

なお、この通知は令和3年4月1日から適用します。

「政党助成法に基づく都道府県の法定受託事務に係る処理基準」新旧対照表

改正後	現 行
<p>1 提出文書の受付等について</p> <p>(1) 受付等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 記載事項の訂正は、当該支部の会計責任者の押印又は署名により行うこと。 <u>会計責任者以外の者の押印又は署名による場合は、当該者の本人確認及び当該者に訂正事務が委任されている旨の確認を行うこと。</u></p> <p>⑤・⑥ (略)</p>	<p>1 提出文書の受付等について</p> <p>(1) 受付等</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 記載事項の訂正は、<u>原則として</u>当該支部の会計責任者の押印により行うこと。</p> <p>⑤・⑥ (同左)</p>

自治助第3号

平成12年4月1日

(平成12年12月28日一部改正)

(平成13年3月26日一部改正)

(平成18年12月22日一部改正)

(平成23年3月30日一部改正)

(令和元年5月31日一部改正)

(令和3年3月31日一部改正)

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部政党助成室長

政党助成法に基づく都道府県の法定受託事務に係る
処理基準について

政党助成法（平成6年法律第5号。以下「法」という。）に基づき都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定に基づき下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1 提出文書の受付等について

(1) 受付等

- ① 政党の支部から法第32条第3項に規定する都道府県提出文書（以下「提出文書」という。）の提出があったときは、政治資金規正法に基づく政治団体の台帳等により、支部の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名を照合すること。
- ② 提出文書には受付印を押すこと。
- ③ 監査意見書、宣誓書等が添付されていることを確認し、必要に応じ補正をさせること。補正をしたときは、本部を通じて総務大臣に提出する支部報告書等についても同様の補正を行うよう当該支部に伝えること。
- ④ 記載事項の訂正は、当該支部の会計責任者の押印又は署名により行うこと。

会計責任者以外の者の押印又は署名による場合は、当該者の本人確認及び当該者に訂正事務が委任されている旨の確認を行うこと。

- ⑤ 受付が終了した後、政党の支部からの訂正の申し出に基づいて提出文書の訂正が行われた場合は、訂正部分のコピーを当室あて送付すること。
- ⑥ 当室より、本部を通じて総務大臣に提出された支部報告書等の訂正が行われた事項の一覧の送付があった場合は、速やかに、提出文書と突合を行い、必要に応じ補正をさせること。

(2) 提出文書受付台帳等

- ① 提出文書について、各年分ごとに、定期分（法第18条第3項の規定及び法第19条第5項において準用する同条第1項の規定によるものをいう。以下同じ。）と解散分（法第29条第3項において準用する法第18条第3項の規定及び法第29条第4項において準用する法第19条第1項の規定によるものをいう。以下同じ。）とに区分して、提出文書受付台帳（以下「台帳」という。）（別紙）を調製し、当該提出文書の閲覧期間が終了するまで保存すること。
- ② 定期分の台帳については毎年3月末日までに、解散分の台帳については新たな記載をした都度随時、当該台帳の写しを当室まで送付すること。

2 提出文書の公開について

(1) 総務省における報告書等の要旨の公表

法第31条の規定による要旨の公表をする日については、別途連絡するものであること。

(2) 都道府県における提出文書に係る情報の公開

法第32条の2第1項において、定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で、当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のものについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示決定を行わないこととされ、同条第3項において、都道府県は、同条第1項の例により提出文書に係る情報の開示を行うこととされていることから、提出文書で、法第31条の規定により当該文書に係る要旨が公表される前のものについては、都道府県の条例等に基づき開示決定を行うことはできないものであること。

